

広島市安佐北多目的交流広場の指定管理者候補者の公募について

1 募集の概要

項目	内容
(1) 募集期間	令和6年10月4日～令和6年12月13日
(2) 指定期間	令和7年10月1日～令和12年3月31日 [4年6か月]
(3) 管理の基準	<p>ア 使用時間 24時間使用可能。ただし、以下の施設については使用できる時間を定める。</p> <p>(ア) 屋外ステージ（専用して使用する場合） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(イ) 駐車場 午前7時から午後9時まで</p> <p>イ 店舗用施設 (ア) 使用者 指定管理者が行う公募により使用予定者を決定する。</p> <p>(イ) 営業可能時間 午前9時から午後9時までの間</p> <p>指定管理者の提案による使用時間の延長も可能とするが、近隣施設等への影響を鑑み、午後9時を越える時間に延長することは認めない。</p> <p>使用時間外（夜間）は、上下式のポールで出入場制限を行う。</p>
(4) 業務の内容等	<p>ア 多目的交流広場の事業の実施に関する事。 -- 産直市場等、市民の交流を図るとともに、地域産品を販売できる催しを年4回以上開催すること など</p> <p>イ 多目的交流広場の使用の許可に関する事。</p> <p>ウ 多目的交流広場における行為の許可に関する事。</p> <p>エ 多目的交流広場の特別設備の設置の許可に関する事。</p> <p>オ 多目的交流広場の利用の禁止及び制限に関する事。</p> <p>カ 多目的交流広場の施設等の維持管理に関する事。</p> <p>キ その他市長が定める業務</p> <p>ク 特記事項 (ア) 利用料金制を導入する。 -- イベント*の開催日数：年12日以上（※集客数が1日100人程度以上のもの）</p> <p>(イ) 申請者から本市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。</p> <p>(ウ) 管理運営に附帯する事項として、エリアマネジメントの考え方に基づき、安佐市民病院跡地に整備し又は新たに整備する各施設の管理者等により構成される協議会を組成し、事務局として一体的なにぎわい創出に努めること。</p>
(5) 配置人員	1人を標準とする。 (職員の現地常駐は必要としないが、管理業務や緊急時の対応が確実にできる体制とすること。)
(6) 指定管理料の上限額	5,475万9千円 [4年6か月分]

2 スケジュール

令和6年10月4日～令和6年12月13日	公募期間
令和7年 1月上旬～中旬	書類・面接審査
1月中旬	審査結果の通知
1月中旬～下旬	仮協定の締結
2月下旬	指定管理者の指定
3月末	本協定の締結
10月1日～	供用開始